

長野労働局発表(06-28)

令和6年8月30日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 岡田 尚人

賃金室長補佐 矢島 一男

(代表電話) 026(223)0555

報道関係者 各位

長野県最低賃金が改正されます

～ 10月1日から時間額 **998** 円に～

- 1 長野労働局長(三浦 栄一郎)は、現行の長野県最低賃金を50円引き上げ、時間額998円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。
- 2 長野県最低賃金は、令和6年10月1日から時間額998円に改正されます。
- 3 長野労働局では、今後、改正後の長野県最低賃金の周知や最低賃金支払の履行確保に向けた監督指導を実施してまいります。

また、賃金の引上げに関し、個々の事業者に要請した上で、各種支援策について広く周知啓発や利用促進を図るなど、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

【改正決定の経過】

- 1 令和6年7月3日に長野地方最低賃金審議会(会長 倉崎哲矢)へ改正諮問。
- 2 長野県最低賃金専門部会において、7月29日・31日、8月2日・5日に集中的に金額審議。8月5日に審議会から「時間額998円とする」答申を受ける。
- 3 8月5日から20日の間に申出された異議について、8月21日に審議会へ諮問し、審議の結果、「8月5日のとおりとする」答申を受ける。

(参考) 長野県最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	849円	877円	908円	948円	998円
対前年度引上げ額	1円	28円	31円	40円	50円
対前年度引上げ率	0.12%	3.30%	3.53%	4.41%	5.27%

業務改善助成金

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/gyoumukaizen.html

10月1日(火)にJR長野駅街頭啓発を実施(詳細は後日お知らせします)

長野県最低賃金

時間額

9 9 8 円

(改正前 時間額 9 4 8 円)

効力発生年月日 令和6年10月1日

業種・年齢・雇用形態（正社員、パート等）
に関わらず、長野県内で働くすべての人に
適用される1時間当たりの賃金の最低額です。

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



長野労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>



【賃金、最低賃金に関するお問い合わせ先】

最寄りの労働基準監督署 又は、長野労働局労働基準部賃金室
(026-223-0555)

【支援策（助成金）に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室 (026-223-0560)
キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課 (026-226-0866)